

「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」本会議質問要旨

2021年5月12日（水）

立憲民主・社民 塩村あやか

男性の家事育児参画について

- ① 男性の家事育児参加割合が高い国の出生率は高く、低い国の出生率は低い調査結果についての受け止め。 (坂本少子化担当大臣)
- ② 更なる「男性の家事・育児参画」について、少子化担当大臣としての決意。 (坂本少子化担当大臣)

OECD諸国最低レベルの家族関係支出について

- ③ 家族関係支出と出生率は正の相関関係があるなか、新たな国費の投入をせず、子育て世代の中で予算の付け替えをした。新規財源を投入するほうが「国難である少子化対策」になると考えなかったのか。 (坂本少子化担当大臣)
- ④ 今回の子育て世帯間での予算付け替えという政策決定をどのような調査・比較を行ったのか。EBPM（科学的根拠）で示せ。 (坂本少子化担当大臣)

特例給付の廃止・縮小について

- ⑤ 民主党政権時に子ども手当が導入されてから今まで、全世帯への給付をしてきたが、今回の改正で初めて児童手当を受け取れない世帯が発生し、影響を受ける子どもは61万人に及ぶ。大臣も「児童手当は少子化対策」と答弁していることからも、明らかに子育て支援の拡充に逆行する。誤ったメッセージを子育て世帯に送ったが、大臣はその懸念は持たなかったのか。 (坂本少子化担当大臣)
- ⑥ 大臣は特例給付の廃止に係る出生の抑制について「その影響は限定的ではないか」と答弁している。調査結果をみると、子育て世帯の第2子以降の希望は激減し、特例給付の廃止・縮小は少子化を加速させる政策である。大臣の言う「限定的であっても、出生に抑制がかかる」政策を進める意義と効果は。 (坂本少子化担当大臣)
- ⑦ 不妊治療の所得制限撤廃や、幼児教育・保育の無償化の恩恵も受けられず、待機児童の当事者でもない世帯に対し、政府はどのような支援を行うのか。 (坂本少子化担当大臣)
- ⑧ 社会政策において、所得制限を設けない普遍主義を取る政策と、所得制限を設ける選別主義を取る政策について、政府は何を基準に政策決定しているのか。 (坂本少子化担当大臣)
- ⑨ 所得制限の額を「政令」で定める法改正だが、今後は国会を通さず所得制限が引き下げられ、対象外の子ども達が増えることになる懸念がある。今後、所得制限額の引き下げ可能性はあるか。 (坂本少子化担当大臣)

- ⑩ 多様な家族について。父母が夫婦別姓で入籍せず、仕事の都合で別居、住民票も別。母が年収 1200 万円を超えており、父はその半額。生まれた子どもは父に認知され、父の戸籍に入り、住民票も父方にある。こうしたケースは父と一緒にいることであり、児童手当の満額支給で間違いないか。また、支給判断は何を基準にするのか。

(坂本少子化担当大臣)

- ⑪ 多子世帯を勘案していないこと、世帯合算としなかった理由。今後の見直しの可能性は。

(坂本少子化担当大臣)

事業主拠出金について

- ⑫ 経済界と協議をし、「1/6 を超えない範囲内」から「1/5 を超えない範囲内」と引き上げた。こちらは法文に明確に数字が記されており、国会を通さないとこれ以上の引き上げも将来的な引き下げもできない。将来的には待機児童は確実に減少するが、その場合は事業主拠出金の引き下げや廃止はあり得るのか。

(坂本少子化担当大臣)

保育士不足（通知改定）

- ⑬ 委託費の弾力運用が原因で、保育士の給与が公定人件費と実際の年収に 200 万円近い差が出ている。大臣の受け止めと、是正の必要性は。

(坂本少子化担当大臣)

- ⑭ 通知改定により大臣は「自治体が保育園に説明を求めることができるようになった」と言うが、自治体の「監査基準にはしない」と強調している。その理由は。

(坂本少子化担当大臣)

- ⑮ 保育の質と保育士不足を解消するためには、人件費も含めて監査の対象とすることと。そして、委託費の弾力運用に一定の縛りを少子化担当大臣のリーダーシップでかけることが重要。大臣の考えと、今後のリーダーシップの発揮はあるか。

(坂本少子化担当大臣)

くるみん・プラチナくるみん助成金

- ⑯ 助成額 50 万円の根拠。

(坂本少子化担当大臣)

そのほか、少子化対策に資する政策

- ⑰ 無痛分娩の負担軽減（費用負担・産科麻酔学等の拡充）、日本の現状、出産一時金の拡充を含めた政府と大臣の考え。

(田村厚生労働大臣)

- ⑱ 痛くない婦人科健診（乳がん）推進について、政府の取組みと見解。

(田村厚生労働大臣)

- ⑲ 子宮頸がんワクチンの副反応に関する調査結果の把握、自治体の動き、それらを踏まえた政府の分析と見解。

(田村厚生労働大臣)

㉚ 不妊治療では流産が多く、その処置は未だに多くが危険な搔爬法で行われている。世界では安全な方法として、先進国どころか OECD 加盟国を含め 77 か国で飲み薬での流産・中絶が行われている。大臣はこの事実をご存じだったか。

(坂本少子化担当大臣)

㉛ 不妊治療の保険適用と同時に、飲み薬での流産手術も保険適用とすべき。少子化担当大臣の考え方と、今後の見通しを厚労大臣に伺う。

(坂本少子化担当大臣・田村厚生労働大臣)

㉜ 本気で少子化対策をするのであれば、現在 4 割近い非正規雇用、特に不安定なフリーランスのカップルへの支援が重要。「育休制度」のないフリーランスへの支援が重要だが、見解、そして今後の取組を両大臣に伺う。

(坂本少子化担当大臣・田村厚生労働大臣)

「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」本会議質問原稿

2021年5月12日（水）

立憲民主・社民 塩村あやか

立憲民主・社民の塩村あやかです。

私は、ただいま議題となりました「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」について会派を代表して質問いたします。

今年の出生数は80万人を割ることが先般の経済財政諮問会議で示されました。これは従来の政府予測よりも10年も早く、事態は深刻です。そんな中、日本の少子化に歯止めをかけるために、この本会議場にいる私達がまずは個人でもできることがあります。EBPM（evidence based policy making）でハッキリ示されました。

それは、「男性の家事・育児参加」です。

この議場にいる多くの皆さんには「予算をつけること」だと思ったのではないでしょか。確かに、それも重要です。しかし、それと同様に相関関係があると示されたのが「家庭内でのジェンダー平等」です。実に興味深い結果です。

東京大学大学院の山口慎太郎教授の調査・論考によれば、家庭内で男性の家事・育児負担割合が高い国ほど出生率が高くなっているとのことで、男性の家事割合を女性側が評価した統計によれば、日本の男性の家事・育児割合は調査対象国の中で最低であり、当然出生率も最低レベルでした。与野党問わず、男性議員の多くのさんは耳が痛いのではないでしょうか。

さらに、欧州約20か国の大人を対象とし、家族関係に注目をした追跡結果があります。「いま、子どもを持ちたいと思っているか」という問い合わせに対する回答です。それによると、主な発見は3つあり、1つめは「夫婦間で意見の一一致がみられないことが少なくない」ということ。2つめは「妻が子どもは持ちたくないと思っているケースが男性よりも多い」こと。そして、3つめは「夫が子どもを持ちたいと思っていても、妻が同意しないことが多い国ほど、出生率が低い」ということです。

その原因はなにか。ズバリ、夫の子育て負担割合が低い、という事です。

逆に、子育てにおける男女平等が進んでいる国ほど出生率としての結果が出ています。妻の負担軽減に焦点を当てた政策が、出生率の引き上げに特に効果的とのことです。

今日からでも遅くない。ぜひ、議場の男性のみなさん。日本の未来のために家事・育

児に参画をして頂きたいと思いますが、大臣に伺います。この調査結果を聞いての大蔵の受け止め、そして、「更なる男性の家事・育児参画の推進」について、少子化担当大臣の決意を伺います。

もちろん、少子化に有効な対策は、男性の家事・育児参画だけではありません。衆議院でも議論に多くの時間を割いていましたが、子育て支援のために行われた公的な金銭的支出である「家族関係支出」も大事です。

家族関係支出と出生率は正の相関関係が見られることはよく知られています。日本はOECD諸国の中ではほぼ最下位です。ここまで子育てに冷たい国だと気づいた今、なぜ、今回の改正では待機児童対策のために、国費の新たな投入ではなく、年収1200万円以上の高所得者を児童手当の特例給付の対象外とすることとしたのでしょうか。これではただの子育て世代での予算の付け替えであり、予算は増えていない。少子化担当大臣は国費の新たな投入の方が「国難である少子化対策」になると考えなかつたのか伺います。また、どのような調査・比較をして今回の政策決定を最終的にしたのか科学的根拠(EBPM)で少子化担当大臣、お答えください。

民主党政権時に導入をされた「子ども手当」から今まで、辛うじて全世帯への給付を政府は維持してきましたが、今回の改正では児童手当を受け取れない家庭が初めて発生し、61万人の子どもに影響がでることになります。大臣は「児童手当は少子化対策」と答弁をしていることからも、これは、明らかに子育て支援の拡充に逆行するもので、誤ったメッセージを子育て世代に送ったことになりますが、少子化担当大臣はそのような懸念をお持ちにならなかつたのでしょうか。問い合わせに明確にお答えください。

4月9日の衆議院の内閣委員会にて、今回の児童手当の所得制限(一部廃止)を設けたことによって出生に抑制がかかるのではないか、またその可能性を尋ねられたとき大臣は「その影響は限定的ではないか」と答弁をしています。民間の調査では特例給付の一部廃止で第2子以降の希望は32%から12%へと激減をしました。これは少子化対策ではなく、少子化を加速する政策に見えますが、限定的であっても出生に抑制がかかる政策を進める意義と効果を少子化担当大臣ご説明願います。

年収1200万円以上の方は年収400万円の方の4倍の税金や社会保険料を払っています。所得制限で高校無償化の恩恵もなく、貸与型の奨学金も対象となりません。つまり、負担が受益を上回ってしまっている。「子育て罰」を受けていると悲鳴が上がっています

す。そう言うと大臣は「3歳から5歳までの幼児教育の無償化」や「義務教育は無料」、そして「不妊治療の助成に所得制限をなくした」と毎回お答えになっていますが、幼児教育の無償化は現在の小学3年生以上の家庭は一切恩恵を受けられていませんし、不妊治療の助成の所得制限撤廃は今年からということで、いまお子さんがいる1200万円以上のご家庭の全員が恩恵を受けていません。

幼児教育・保育の無償化の恩恵も受けられず、待機児童問題の当事者でもない世帯に対し、政府としてどのような支援を行うのか少子化担当大臣うかがいます。

また、社会政策において、所得制限を設けない普遍主義をとる政策と、所得制限を設ける選別主義をとる政策について、政府は何を基準に政策を決定しているのでしょうか。少子化担当大臣に明確な説明を求めます。

その他、この法案には気になる点がいくつもあります。

まず、児童手当法の附則第2条の改正です。所得制限の額は「政令」で定めることとなっていますが、これでは国会を通す必要がなく「所得制限額」が引き下げられて、児童手当や特例給付の対象外となる子どもがどんどんと増える懸念が拭えません。今後、所得制限の引き下げが行われる可能性はあるのか少子化担当大臣に伺います。

児童手当法によれば、「この法律による『父』には、母が懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする」とあります。現在は家族の在り方も多様化しています。父母が選択的夫婦別姓を支持しており、法律婚をしておらず、仕事の都合で別居をしており財布も住民票も別、の場合はどうなるのでしょうか。母の年収が1200万円を超えており、父の年収は600万円、生まれた子どもは父に認知され父の戸籍に入り、住民票も父方にある。1つ1つの事象は結構あるケースです。この場合は、児童手当が満額受け取れるということですか、実質的には何を基準に支給判断をするのかを少子化担当大臣に伺います。

また、今回、多子世帯を勘案しなかったこと、世帯合算としなかった理由、そして、今後の見直しはあるのか、少子化担当大臣お答えください。

次に、子ども・子育て支援法の第66条の3です。

保育所等の運営費に充てるための「事業主拠出金」ですが、経済界と協議のうえ、拠出金の割合を「6分の1を超えない範囲内」から「5分の1を超えない範囲内」と引き上げましたが、こちらは法律に明確に数字が記してあり、国会を通さないとこれ以上の引き上げも、引き下げもできません。今後、出生率の低下により待機児童は確実に減少

しますが、その場合、この事業主拠出金の引き下げや廃止はあり得るのか少子化担当大臣伺います。

また、保育所不足の一番の原因是保育士不足で、その原因是給与水準が低いことです。そのまた原因是、委託費の8割を占めていた人件費の流用を認める「弾力運用」です。

人件費の使途制限が大幅に規制緩和された結果、都内では株式会社の人件費比率は約5割に低下しています。事業拡大に使われたり、経営者の数千万円もの私的流用を許してきました。結果として、補助金が多い都市部に進出し、保育士の賃金を抑えることで利益を出すことになり、国が公費を入れることで通知する公定・人件費と実際の年収に、東京では保育士1人に年間200万円近い差も出ています。少子化担当大臣の受け止めと是正の必要性を伺います。

大臣は「この通知改定によって自治体が各保育園の賃金水準を見るうえでの参考にでき、通知の金額と実際の金額の差について説明を求めることができるようになった」と言いますが、「自治体が保育士の賃金が適正かどうか判断する『監査基準にはしない』」と強調しています。なぜですか。少子化担当大臣、理由を伺います。

本当に少子化対策をするのであれば、「保育の質」を担保する上での「保育士の確保」に直結するこの問題こそ、少子化担当大臣がリーダーシップを執り、解決すべきではないでしょうか。自治体の監査項目に加えること、そして、「委託費の弾力運用」に一定の縛りをかけることが重要と考えますが、大臣の考えとリーダーシップの発揮は今後あるのかを伺います。

附則14条の2、「子育て支援に積極的に取組む事業主に対する助成制度の創設」について伺います。これまでもあった「くるみん」制度と、「より高い」水準の「プラチナくるみん」制度を活用し、対象企業に助成金が支払われます。

助成額は50万円ですが、その使途は「育児休業を取得する職員の代替となる職員を確保するための費用」や「短時間勤務やフレックス制度の導入、周知の費用」等、とのことです。これは代替職員の人件費だけでも到底50万円ではカバーできませんが、この50万円の根拠を、少子化担当大臣お示しください。

また、女性視点からすれば、もっと強力に取組んで欲しい「少子化対策に寄与する」政策があります。それは、「無痛分娩の一般化」を始めとした、「痛くない処置や婦人科

健診」の推進、不妊治療に関する流産手術の見直し、フリーランスの夫婦やカップルに対する育休支援等、です。順を追って大臣に伺います。

まず、「無痛分娩を始めとした、痛くない処置と婦人科健診」についてです。日本でも無痛分娩は少しずつ増加をしていますが、出産数に占める割合は6%程度であり、フランスの82%や、フィンランドの89%、アメリカの71%と比較をすると随分少ないので現実です。無痛分娩といつても完全に痛みを感じないという訳ではなく、硬膜外麻酔で痛みを和らげ、母体の負担を軽減するものです。陣痛のトラウマがある女性は多く、出産に恐怖心があるという調査もあります。

近年、関係者の尽力で安全性も上がり、無痛分娩は多くの女性達が希望していますが、近くに対応病院がない、あったとしても費用がプラス10万円から20万円もかかるとのことで、諦めています。この費用負担の軽減と、安全な無痛分娩に必要な「産科麻酔学」の拡充は必須です。出産一時金の引き上げも含めた支援が必要ではないでしょうか。日本の現状、そして、無痛分娩に対する政府と厚労大臣の考え方を伺います。

「婦人科健診」は痛いことをどれだけの男性がご存じでしょうか。

特に乳がんのマンモグラフィー検査です。乳腺エコーだけでは発見できない乳がんもあり、マンモグラフィーは必要だと言われていますが、「とにかく痛い」ため、翌年から検査を受けないという人もいます。2枚の圧迫版で胸を挟み、胸が板状に伸び切ったところでレントゲン撮影をします。痛いに決まっています。近年は、痛くないMRI検査「ドゥイブス法」なども多く報道されています。MRIで行えば、胸をレントゲン技師に見られたり、触られたりすることなく、乳がん検査ができ、しかも痛くありません。

乳がんは女性がかかる最多のがんです。痛みで検査を受けないということがないよう、痛みのない検査の推進は重要と考えますが、政府の取組みと見解を厚労大臣に伺います。

マザーキラー（母親殺し）と呼ばれているのが、「子宮頸がん」です。

年間1万人が罹患し、3000人が死亡しています。私も感染当事者です。2013年にショッキングなワクチンの副反応の報道が出て以降、積極勧奨が控えられ、助かる命が奪われています。近年は副反応の調査結果の発表や、地方自治体では地方議員の尽力もあって、少しずつお知らせを出す自治体も増えています。私は当事者だから言いますが、副反応を含めた正しい現状を認識し、「子宮頸がんワクチンの接種」と「健診」の両方で女性の命を守っていくことが重要と考えます。副反応に関する調査結果の政府の把握状況、地方自治体の動き、そしてこれらを踏まえた政府の分析と見解を厚労大臣に伺います。

今回の法改正で大臣はことあるごとに「不妊治療」の補助の所得制限を「保険適用」まではなくした、と答弁されています。その数12回です。私は不妊治療の当事者です。多くの方の声をもとに、これまで国会で「仕事と治療の両立」や「治療の実態」を伝えました。中でも反響が大きかったのは「不妊治療では多くの女性が流産を経験し、その流産の処置は中絶と全く同じであり、未だに多くが搔爬法で行われていること」でした。

今の時代に「飲み薬」での流産・中絶手術が認められていない先進国は殆どありません。先進国どころかOECD含めて77か国が承認しており、世界のスタンダードです。ここでも日本は何十年と遅れて女性達の心身を傷つけてきたのです。少子化担当大臣はこの事実をご存じだったか伺います。

これまでの国会質疑の中で、流産・中絶薬である「飲み薬」は間もなく薬事申請が行われ、薬事承認後、中医協で了解されれば、流産については保険適用と答弁を頂いています。女性の心身の負担軽減のため、不妊治療の保険適用と同時に「流産・中絶薬」も保険適用とすべきと要望させて頂いていますが、少子化担当大臣の見解と、今後の見通しを厚労大臣に伺います。

最後に、本気で少子化対策をするのであれば、非正規という不安定雇用者が4割に近いいま何をするのかが重要です。子育てにお金がかかれば当然のことながら不安定雇用の方は子どもを持つということに積極的になれません。中絶の一因であり、少子化にもつながります。フリーランスは育休を取れば収入0となります。実態を政府は調査・把握しているのか。また、不安定雇用のフリーランスの方々に対して特別な施策が必要と考えているのか、見解と今後の取組を少子化担当大臣、厚労大臣に伺い、質問を終わります。